明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔訓　令〕
○領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令（外務一四）　一
〔告　示〕
○保安林の指定をする件（農林水産三〇四五～三〇六三）　一
〔官庁報告〕
官庁事項
瀬戸内海広域漁業調整委員会指示（瀬戸内海広域漁業調整委員会二二、二三）　四
〔公　告〕
諸事項
官庁
被害回復給付金裁定表記載、基本測量関係事項関係　一三
裁判所
破産、免責関係　一六
特殊法人等
特定計量器型式承認、公認会計士等の登録及び登録抹消、税理士証票無効・登録まつ消、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記、平成二十五年度公害防止管理者等国家試験合格者関係　一六
地方公共団体
行旅死亡人関係　一六
会社その他
会社決算公告　一六

訓　令

○外務省訓令第十四号

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十五年十二月十六日

外務大臣　岸田　文雄

領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令

領事官の管轄区域を定める訓令（昭和二十九年外務省訓令第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表中南米の項中

在ブラジル日本国大使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州

を、

在ブラジル日本国大使	連邦区、ゴイアス州、トカンチンス州、バイア州、セルジッペ州、アラゴアス州、ペルナンブコ州、パライーバ州、リオ・グランデ・ド・ノルテ州、セアラ州、ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州

に改め、

在ベレン日本国総領事	ピァウィ州、マラニョン州、パラー州、アマパ州

を削る。

附　則

この訓令は、平成二十六年一月一日から施行する。

告　示

○農林水産省告示第三千四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡檜原村字倉掛九三四五のイ

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都庁及び檜原村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第三千四十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十五年十二月十六日

農林水産大臣　林　芳正

一　保安林の所在場所　東京都西多摩郡奥多摩町川野字川の三七一の六、三七二の一、三七五の一、三七九の一、三八〇の一、三八三の一、三八四の一、三九二の一、三九六の一、四〇九の一、四一〇の一、四一六の一、四一八の五、四二五の一

二　指定の目的　水源の涵養

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。